

CZ  
668  
2

昭和十九年三月

禁電子式複写

國民徵用令  
軍需會社徵用規則  
關係規程

厚生省勤勞局



0055919-000

CZ-668-2



國民徵用令軍需會社徵用規則關係規程

厚生省勤勞局

1944. 3

AJB



CZ  
668  
2

# 目次

- 一 國民徵用令……………一
- 二 國民徵用令施行規則……………三
- 三 國民徵用令施行規則第十七條第一項第二號ノ規定ニ依ル徵用變更又ハ徵用解除ノ場合指定……………二七
- 四 軍需會社徵用規則……………二八
- 五 軍需會社徵用規則第四條第十四號ノ指定者……………三五
- 六 應徵士服務紀律……………三六
- 七 國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徵用セラルベキ者ノ調査登錄ニ關スル件……………三九
- 八 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件……………四〇
- 九 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラルベキ者ノ出頭旅費規則……………四一
- 十 國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及其ノ家族ノ出頭旅費  
並ニ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件……………四九
- 十一 徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方ニ關スル件……………五〇
- 十二 國民徵用扶助規則……………五七
- 十三 國民徵用扶助規則施行細則準則……………五八
- 十四 國民徵用扶助規則運營方針及事務取扱要領……………五九



393.2

80W45239



十五 被徵用者旅客運賃割引證交付規程……………八五  
 旅客及手荷物運送規則抄……………八六  
 十六 國家總動員法第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關スル件……………八八  
 十七 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件……………九五

一 國民徵用令

改正	昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號
改正	昭和十五年十月十九日勅令第六百七十九號
改正	昭和十六年十二月十六日勅令第七百二十九號
改正	昭和十七年一月二十七日勅令第七百三十八號
改正	昭和十七年十一月一日勅令第七百八十一號
改正	昭和十八年七月二十日勅令第八百五十五號
改正	昭和十八年十一月十一日勅令第八百五十九號
改正	昭和十九年二月十八日勅令第八百九十九號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國國民ヲシテ緊要ナル總動員業務ニ從事セシムル必要アル場合ニ之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者（以下要申告者ト稱ス）ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下管理工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設（以下指定工場ト稱ス）ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣自ラ之ヲ行フ場合及第二十二條ノ二第一項ノ場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ命令ニ



依リ之ヲ實施ス

第六條 總動員業務ヲ行フ官衙（陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ）ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ管理工場ノ事業主ノ爲ス申請ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ヲ經由スベシ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地（國民職業能力申告令ニ依ル科學技術者ニシテ職業ニ従事スルモノ又ハ現ニ使用セラルル官衙、管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムル爲徵用セラルベキ者ニ付テハ其ノ者ノ同令ニ依ル就業地又ハ當該官衙、管理工場若ハ指定工場ノ所在地）ヲ管轄スル地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者ニシテ國民職業能力申告令ニ依ル科學技術者タルモノ其ノ居住ノ場所（職業ニ従事スル者ナル場合ニ於テハ就業ノ場所）ニ異動ヲ生ジ國民職業能力申告令第六條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ居住地（職業ニ従事スル者ニ付テハ同令ニ依ル就業地）ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ居住地（職業ニ従事スル者ニ付テハ同令ニ依ル就業地）ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者ニ付身體ノ狀態、居住及就業ノ場所、職業、技能程度、家庭ノ狀況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定シ従事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シタル上徵用

令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

緊急ヲ要スルトキ又ハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依ル検査又ハ調査及服務ノ適否ノ判定ニ關スル事務ニ従事セシムル爲廳府縣ニ國民徵用官ヲ置ク

國民徵用官ハ保安部長タル警視廳部長、警察部長タル北海道廳若ハ府縣ノ部長、警察局警務部長タル大阪府部長又ハ地方長官ノ指定スル警視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地方事務官、地方職業官若ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ

第七條ノ四 厚生大臣管理工場又ハ指定工場ノ事業主（事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者）ヲ徵用シ當該工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムルニ當リテハ第六條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 徵用セラルベキ者ノ姓名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所（國民職業能力申告令ニ依ル科學技術者ニシテ職業ニ従事スルモノニ付テハ就業ノ場所）

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所



四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

前項第一號中居住ノ場所又ハ就業ノ場所ニ關スル事項ハ徵用セラルベキ者現ニ使用セラルル官衙、管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムル爲ニ徵用セラルルモノナルトキ又ハ事業主（事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者）ナルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第九條 削除

第十條 削除

第十一條 出頭命令書又ハ徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ管理工場ニ使用セラルル者ニ付當該管理工場ヲ管理スル主務大臣其ノ徵用ノ變更ヲ必要トスルトキ亦同ジ

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル

官衙、管理工場若ハ指定工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ被徵用者ノ徵用ヲ變更スルコトヲ得

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ徵用ヲ變更セントスルトキハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ニ協議スベシ

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ厚生大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得  
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ徵用ヲ解除スルコトヲ得  
厚生大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セラルル者ノ徵用ヲ解除セントスルトキハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベシ

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ



被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十六條ノ二 第十二條前段、第十三條第一項第二項、第十四條第一項及第十五條第一項第二項ノ規定ハ被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更又ハ解除ニ付之ヲ準用ス厚生大臣被徵用者タル管理工場又ハ指定工場ノ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ發シ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達シ地方長官ヲシテ徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十六條ノ三 被徵用者ハ忠誠ヲ旨トシ其ノ從事スル總動員業務ニ精勵スベシ

第十六條ノ四 被徵用者ノ表彰ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條ノ五 被徵用者ニシテ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事スルモノハ之ヲ應徵士ト稱ス應徵士ノ懲戒、服制其ノ他應徵士ノ服務ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ前條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依ルノ外當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ指揮ヲ受クベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ事業主之ヲ支給スルモノトス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議

シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル者ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

#### 第十九條

徵用セラベキ者出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

管理工場又ハ指定工場ニ配置セラルル爲出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費ノ額ハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ官衙ニ使用セラルル被徵用者ニ付テハ當該官衙ノ長之ヲ支給シ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル被徵用者ニ付テハ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主之ヲ支給スルモノトス徵用セラレベキ者出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合又ハ被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラレベキ者出頭命令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合及被徵用者又ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲官衙ノ長若ハ事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ又ハ官衙ノ長若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル被徵用者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ管理工場又ハ指定工場ニ使用セラルル被徵用者ニ關シテハ厚生大



臣之ヲ定ム

第十九條ノ二 厚生大臣(軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給與ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣) 必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ四 前條ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク) 及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

二 帝國議會、東京都議會、道府縣會、市町村會其ノ他之ニ準ズベキモノノ議員

三 總動員業務ニ從事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十二條ノ二 厚生大臣(軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給與ニ關スル事項ニ付テハ軍需大臣) 必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ徵用命令、徵用變更命令若ハ徵用解除命令ヲ俟タズ直ニ出頭命令書、徵用令書、徵用變更令書若ハ徵用解除令書ヲ發シ徵用セラルベキ者若ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシメ又ハ地方長官ヲシテ第四條第二項、第六條第一項、第七條ノ四、第十二條乃至第十五條(第十六條ノ二第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條ノ二第二項、第十八條第二項若ハ第十九條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ職權ヲ行ハシムルコトヲ得



前項ノ規定ニ依リ地方長官厚生大臣ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ同項ニ掲グル各條項ニ依ル總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣ノ職權ハ各總動員業務ヲ行フ官衙ノ長、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、當該官衙ノ長又ハ工場事業場管理令ニ依ル當該管理工場ノ監理官之ヲ行フ

第二十三條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ市町村（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十四條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十五條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣、被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣若ハ當該官衙ノ所管大臣又ハ當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ官衙ノ所管大臣又ハ主務大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

本令中地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ

市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳國民職業指導所長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第七條ノ三第一項中廳府縣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳、樺太廳又ハ南洋廳トシ同條第二項中保安部長タル警視廳部長、警察部長タル北海道廳若ハ府縣ノ部長、警察局警務部長タル大阪府部長トアルハ朝鮮ニ在リテハ鑛工部長タル道事務官、臺灣ニ在リテハ總務部長タル州部長、樺太ニ在リテハ警察部長タル部長、南洋群島ニ在リテハ内政部長タル部長トシ警視廳若ハ北海道廳ノ事務官、職業官若ハ技師若ハ地方事務官、地方職業官若ハ地方技師トアルハ朝鮮ニ在リテハ道ノ理事官若ハ技師、府尹、郡守若ハ島司、臺灣ニ在リテハ地方理事官若ハ地方技師、樺太ニ在リテハ樺太廳ノ書記官、事務官若ハ技師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳ノ事務官若ハ技師トス

第二十六條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 （昭和十五年十月十九日勅令第六百七十四號）  
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十六年十二月十六日勅令第千二百二十九號）  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十七年一月二十七日勅令第三十八號）  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年十一月一日勅令第七百三十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十八年七月二十日勅令第六百號)

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十八年十一月一日勅令第八百五十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十九年二月十八日勅令第八十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ第二十五條第三項ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 二 國民徵用令施行規則

第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 削 除

第三條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ノ發スル出頭命令書ハ別表様式第一號ニ依ル

第四條 徵用セラルベキ者出頭命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第四條ノ二 令第七條ノ四ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用命令ハ徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
徵用セラルベキ事業主(事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者)ノ從事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用令書ヲ發シ徵用セラルベキ者ニ之ヲ交付ス

改正	昭和十四年七月十一日	厚生省令第十七號
改正	昭和十五年十月十九日	厚生省令第四十七號
改正	昭和十六年二月十六日	厚生省令第五十六號
改正	昭和十七年七月三十一日	厚生省令第三十號
改正	昭和十八年十一月一日	軍需省令第一號
改正	昭和十九年三月一日	厚生省令第八號



第五條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル

第六條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ國民勤勞務員署長又ハ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出ヅベシ

第九條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヘ左ノ書類ヲ添附シ出頭命令書又ハ徵用令書ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

一 傷疾疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書（已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書）

二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ

従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條ノ二 令第十六條ノ二第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者タル事業主（事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者）ノ従事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

地方長官前項ノ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者タル事業主（事業主法人ナル場合ニ在リテハ其ノ代表者）ノ従事スル總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ以上ノ都道府縣ニ在ルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付ス

第十三條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十三條ノ二 重要事業場勞務管理令第四條第一項又ハ第十條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣（軍需省所管企業ニ付テハ軍需大臣）ノ認可ヲ受ケタル事項ニシテ被徵用者ノ給與ニ關スルモノニ付テハ令第十八條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノ（令第二十二條ノ二ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム）ト看做ス

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得



前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ國民勤勞動員署長之ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

第十六條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノア

ルトキハ遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣竝ニ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ報告スベシ

一 氏名、出生ノ年月日及本籍

二 徵用令書發付者、發付年月日及發付番號

三 死亡ノ年月日及事由

四 死亡ノ前後ノ處置竝ニ事業主ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ爲シタル扶助其ノ他之ニ準ズベキ出捐ノ狀況

五 遺族ノ住所

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ令第二十二條ノ二ノ規定ニ依ルモノトス

一 戰爭ノ際ニ於ケル戰鬪行爲ニ因ル災害及之ニ起因シテ生ズル災害ニ際シ緊急徵用ノ必要アル場合

二 徵用變更又ハ徵用解除ニ關シ厚生大臣ノ定ムル場合

前項ノ場合ニ在リテハ本令中厚生大臣トアルハ地方長官トス

第十八條 地方長官前條ノ規定ニ依リ職權ヲ行使シタルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨報告スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年十月十九日厚生省令第四十四號)

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年二月一日厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十二月十六日厚生省令第五十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十號)

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年十一月一日厚生省令第一號)

軍需

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年三月一日厚生省令第八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)  
様式第一號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B六トス)  
(表面)

出頭命令書發付番號		第	號
出頭命令書			
本籍 居住又ハ 就業ノ場所			
何都府縣(北海道)何都(市)(區)何町(村)大字何、何番地 何都府縣(北海道)何都(市)(區)何町(村)大字何、何番地			
氏名			
何年何月何日生			
右ノ者國民徵用令第七條ノ二ニ依リ左ノ日時及場所ニ出頭スベシ			
出頭スベキ日時	何年何月何日午後何時		
出頭スベキ場所	何々		
備考			
昭和 年 月 日			
廳府縣長官 氏名 印			

(裏面)

出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

二 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

三 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

四 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ  
 出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該命令書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ヅベシ

注 市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替  
 支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及旅費金何圓何拾錢支辨済ト記載證印  
 シ本人ニ返付スベシ

(參照) 國民徵用令第七條ノ二 地方長官徵用命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ出頭命令書ヲ發シ徵用セラ  
 ルベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
 地方長官ハ前項ノ出頭命令書ノ交付ヲ受ケタル者ニ付身體ノ狀態、居住及就業ノ場所、職業、技能程度、家  
 庭ノ状況、希望等ヲ検査又ハ調査シテ服務ノ適否ヲ判定シ從事スベキ總動員業務、職業及場所ヲ決定シタル上徵用  
 命令書ヲ發シ徵用セラレベキ者ニ之ヲ交付スベシ  
 緊急ヲ要スルトキハ前項ノ規定ニ依ル検査若ハ調査ヲ爲スノ必要ナシト認ムルトキハ地方長官ハ前二項ノ規定ニ  
 拘ラズ直ニ徵用命令書ヲ發シ徵用セラレベキ者ニ之ヲ交付スルコトヲ得

記載心得  
 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令ニ依ル科學技術者ニシテ職業ニ従事スルモノニ限り之ヲ記載スルモノトシ此ノ  
 場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス  
 二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 三 備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
 四 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス



號		號		號		號	
號番付發書令用徵				號番付發書令用徵			
受領證 一 徵用令書(何年何月何日發付第何號) 有受領 昭和 年 月 日 午前 時 分 本籍 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 居住又ハ 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 就業ノ場所 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 厚生大臣 氏 名 殿 廳府縣長官 氏 名 殿				徵用令書 右ノ者左ノ通徵用ス(セラル) 從事スルキ總動員業務ヲ行 定工場ノ名稱及所在地 何々 從事スルキ總動員業務 何々 從事スルキ職業 何々 從事スルキ場所 何々 徵用ノ期間 自 何年何月何日 至 何年何月何日 出頭スルキ日時 何年何月何日午前 後何時 出頭スルキ場所 何々 備考			
昭和 年 月 日 厚生大臣 氏 名 殿 廳府縣長官 氏 名 殿 名 殿				徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時 ノ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スルシ 一 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當 該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出ツベシ 二 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當 該官吏又ハ該令書ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難 キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(巴ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ 得ルコト能ハサルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル厚生 大臣又ハ地方長官ニ運送ナク届出ツベシ 三 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ 日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京都ノ區ノ 存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長) 若ハ之ニ準ズルキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ隊長ノ證明書ヲ添ヘ該令書 ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ運送ナク届出ツベシ 四 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭 スルコト能ハサルモノハ居住地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在 リテハ東京都長官)又ハ之ニ準ズルキモノニ該令書ヲ提示シテ之ガ一時線 費支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スルキ場所分居住地ノ市町村(東京都 ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ナルトキハ此ノ限ニ在ラス			

(裏面)

號		號		號		號	
號番付發書令用徵				號番付發書令用徵			
受領證 一 徵用令書(何年何月何日發付第何號) 有受領 昭和 年 月 日 午前 時 分 本籍 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 居住又ハ 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 就業ノ場所 何都府縣(北海道何郡(市)(區)何町(村)大字何 何番地 厚生大臣 氏 名 殿 廳府縣長官 氏 名 殿				徵用令書 右ノ者左ノ通徵用ス(セラル) 從事スルキ總動員業務ヲ行 定工場ノ名稱及所在地 何々 從事スルキ總動員業務 何々 從事スルキ職業 何々 從事スルキ場所 何々 徵用ノ期間 自 何年何月何日 至 何年何月何日 出頭スルキ日時 何年何月何日午前 後何時 出頭スルキ場所 何々 備考			
昭和 年 月 日 厚生大臣 氏 名 殿 廳府縣長官 氏 名 殿 名 殿				徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時 ノ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スルシ 一 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當 該官吏又ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ届出ツベシ 二 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難 キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(巴ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ 得ルコト能ハサルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル厚生 大臣又ハ地方長官ニ運送ナク届出ツベシ 三 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ 日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京都ノ區ノ 存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長) 若ハ之ニ準ズルキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ隊長ノ證明書ヲ添ヘ該令書 ヲ發シタル厚生大臣又ハ地方長官ニ運送ナク届出ツベシ 四 徵用令書ヲ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭 スルコト能ハサルモノハ居住地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在 リテハ東京都長官)又ハ之ニ準ズルキモノニ該令書ヲ提示シテ之ガ一時線 費支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スルキ場所分居住地ノ市町村(東京都 ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ナルトキハ此ノ限ニ在ラス			

(裏面)

記載心得  
 一 就業ノ場所ハ國民職業能力申告令ニ依ル科長技術者ニシテ職業ニ従事スルモノトシ此ノ場合ハ居住ノ場所ハ記載ヲ要セザルモノトス  
 二 就業ノ場所、従事スルキ場所及出頭スルキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス  
 三 軍機保護上ノ必要アルトキハ従事スルキ總動員業務、職業又ハ場所ハ之ヲ記載セザルモノトス  
 四 備考ハ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス  
 五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス  
 六 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ガナキモノトス  
 七 徵用セラルベキ者現ニ使用セラルル官衙又ハ管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシムル爲ニ徵用セラルル場合ニ在リテハ居住ノ場所、就業ノ場所ノ記載ヲ要セザルモノトス











第 號 昭和 年 月 日交付

官 職

印 厚生省又ハ廳府縣

名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ監檢シ職務ノ狀況ヲハ  
 國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨  
 ゴ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認  
 ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場  
 其ノ他ノ場所ニ監檢シ職務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムル  
 コトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシム  
 ル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

國民徵用ニ關スル監檢票

様式第二號ノ七 削除  
 様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格A七トシ中央點線ノ所ヨリニツ折トス)  
 (裏面)

### 三 國民徵用令施行規則第十七條第一項第二號ノ規定 ニ依ル徵用變更又ハ徵用解除ノ場合指定

(昭和十九年一月六日厚生省告示第一號)

國民徵用令施行規則第十七條第一項第二號ノ指定ニ依ル徵用變更又ハ徵用解除ノ場合左ノ通定ム

- 一 國民徵用令第十三條ノ規定ニ依ル徵用ノ變更ニ關スル厚生大臣ノ職權但シ被徵用者ヲ使用スル官衙、管理工場若  
 ハ指定工場又ハ被徵用者ノ従事スル場所ノ變更ニシテ二以上ノ都道府縣ニ互ル場合及同令第十六條第三項ノ規定ニ  
 掲グル場合ヲ除ク
- 二 國民徵用令第十五條ノ規定ニ依ル徵用解除ニ關スル厚生大臣ノ職權ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノ但シ同  
 令第十六條第三項ノ規定ニ掲グル場合ヲ除ク
  - (一) 應徵士服務紀律第四條ノ規定ニ依リ罷免ノ懲戒ヲ必要トスル者
  - (二) 官衙ニ使用セラルル被徵用者ニシテ判任官相當以上ノ待遇ヲ受クルモノ



#### 四 軍需會社徵用規則

(昭和十八年十二月十七日  
厚生省令第五十二號)

二八

- 第一條 軍需會社法(以下法ト稱ス)第六條ノ規定ニ基ク軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者竝ニ軍需事業ニ従事スル者ノ徵用竝ニ業務従事等ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ指定軍需會社ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ、指定軍需工場ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ノ工場事業場其ノ他ノ施設ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ謂フ
- 第三條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ハ徵用セラレタルモノト看做ス
- 第四條 指定軍需會社ノ生産擔當者及當該軍需會社ノ營ム軍需事業ニ従事スル者ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外徵用セラレタルモノト看做ス 指定軍需工場ノ生産擔當者及當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニ付亦同ジ
- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
- 三 陸海軍軍屬
- 四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 五 獸醫師等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 六 船員法ノ船員
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

- 八 年齢十四年未滿ノ者
  - 九 日日傭入レラルル者
  - 十 六月以内ノ期間ヲ定メテ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者
  - 十一 期間ノ定メナク勞務供給契約又ハ事業請負契約ニ基キ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者
  - 十二 總動員業務ニ従事セザル者
  - 十三 女子
  - 十四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者
- 第五條 指定軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者竝ニ當該軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該軍需會社ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ノ徵用ノ變更、解除又ハ業務従事等ニ關シテハ國民徵用令ノ規定ニ拘ラズ本令ノ定ムル所ニ依ル指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者及當該指定軍需工場ノ生産擔當者竝ニ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該指定軍需工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ニ付亦同ジ
- 第六條 第三條及第四條ノ規定ニ依リ徵用セラレタルモノト看做サレタル者(以下軍需被徵用者ト稱ス)ハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業タル總動員業務ニ従事セシムルモノトス
- 第七條 第五條ノ規定ニ依ル者ヲ除ク軍需被徵用者ニ對シテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ速ニ別記様式第一號ニ依ル徵用告知書ヲ交付スベシ
- 第八條 前條ノ徵用告知書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

二九



- 一 徵用セラレタルモノト看做サルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
- 三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 國民徵用令第十二條乃至第十六條、第十七條乃至第十九條、第十九條ノ三及第十九條ノ四ノ規定ハ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十二條及第十四條中管理工場若ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社若ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十七條中當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十二條及第十三條中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トシ、第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第十九條及第十九條ノ四中管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

前項ノ場合ニ於テ國民徵用令第十二條及第十三條中徵用ノ期間ニ關スル事項ハ第五條ノ規定ニ依ル者以外ノモノニ付テハ之ヲ準用セズ

第十條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付其ノ従事スル總動員業務ヲ行フ本店又ハ工場事業場其ノ他ノ施設ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ當該軍需被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ其ノ旨届出ツベシ

第十一條 國民徵用令第十六條ノ二ノ規定ハ生産責任者ノ徵用ノ變更ニ付之ヲ準用ス但シ管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トス

第十二條 生産責任者法第四條若ハ第二十條ノ規定ニ依リ解任セラレタルトキ又ハ軍需會社法施行令第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ職ヲ辭シタルトキハ其ノ者ノ徵用ハ解除セラレタルモノト看做ス但シ其ノ者ガ引續キ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ軍需事業ニ従事スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ在リテハ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サルベキ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ別記様式第二號ニ依ル徵用解除告知書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十三條 國民徵用令第十六條ノ三乃至第十六條ノ五ノ規定ハ軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十六條ノ五ノ規定ニ於テ管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

第十四條 國民徵用令第二十條及第二十二條ノ二ノ規定ハ本令ニ依ル徵用ニ關シ之ヲ準用ス但シ第二十二條ノ二第二項中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トス

## 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



徵用告知書發付番號 第 號

徵用告知書發付番號 第 號

號

一、徵用告知書(何年何月何日發付第何號)

受領證

昭和 年 月 日

關府縣長官 氏

從事スベキ總動員業務	何	何	何	何
從事スベキ總動員業務又 履行ノ指定軍需會社又 ハ指定軍需工場ノ名稱	何	何	何	何
從事スベキ職業	何	何	何	何
從事スベキ場所	何	何	何	何
備考				

右ノ者左ノ通徵用セラレタルモノト看做サル

何年何月何日生

氏 名

本籍 何都府縣(北海道)何郡(市)(區)何(町)大字何、何番地

徵用告知書

(表面) 別記様式第一號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格J5トス)

本籍 何都府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地

昭和 年 月 日 午前 時 分

右 受領ス

受領證

關府縣長官 氏 名殿

氏 名 殿

(裏面)

徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

記載心得

一、備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

三、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ガナキモノトス



號	第	告知	徵用解除	告知	第	號
徵用解除告知書	發付番號	告知	告知	告知	告知	告知
何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日	何年何月何日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル	右ノ者何年何月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル
徵用解除告知書	徵用解除告知書	徵用解除告知書	徵用解除告知書	徵用解除告知書	徵用解除告知書	徵用解除告知書
領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ	領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
受領 證	受領 證	受領 證	受領 證	受領 證	受領 證	受領 證
一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)	一 徵用解除告知書(何年何月何日發付第何號)
右 受領 ス	右 受領 ス	右 受領 ス	右 受領 ス	右 受領 ス	右 受領 ス	右 受領 ス
昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分	昭和 年 月 日 午前 時 分
從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱	從事シテアリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名	縣府縣長官 氏 名

記載心得  
 一、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトシ、  
 徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲シシムルモ妨ガナキモノトス

別記様式第二號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B五トス)

### 五 軍需會社徵用規則第十四號ノ指定者

(昭和十九年一月七日  
 厚生省告示第二號)

- 軍需會社徵用規則第十四號ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
- 一 指定軍需會社又ハ指定軍需工場トシテ厚生大臣ノ指定シタル日ニ於テ缺勤引續キ三月以上ニ及ブ者
  - 二 勞務調整令施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニ従事スル者ニシテ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ指定シタル禁止又ハ制限ノ範圍ニ該當スルモノ但シ國民職業指導所長ノ認可アリタル者ヲ除ク



## 六 應徵士服務紀律

(昭和十八年八月十日)  
厚生省令第三十六號

三六

- 第一條 國民徵用令第十六條ノ五ノ規定ニ基ク應徵士ノ服務ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 應徵士ハ徵用ノ本義ニ則リ左ノ紀律ヲ遵守スベシ
  - 一 應徵士ハ職紀ヲ尙ビ責任ヲ重ンジ全能ヲ奮ヒ誠心職務ニ勉勵スベキコト
  - 二 應徵士ハ至誠上長ニ服従シ上下相信倚シ和衷協同互ニ敬愛スベキコト
  - 三 應徵士ハ率先挺身部下ノ模範トナリ其ノ信望ヲ一身ニ聚ムル如キ行動ヲ爲スベキコト
  - 四 應徵士ハ智識技能ノ鍊磨ニ努ムベキコト
  - 五 應徵士ハ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ苟モ應徵士タルノ名譽ヲ毀損スルガ如キ所爲アルベカラザルコト
  - 六 應徵士ハ居常簡素ヲ旨トシ質實剛毅ノ氣風ヲ振起シ堅忍不拔ノ精神ヲ涵養スベキコト
  - 七 應徵士ハ保健衛生ニ留意シ體力ノ鍊成ニ努ムベキコト
  - 八 應徵士ハ職場保安ニ留意シ災害豫防其ノ他ノ措置ニ萬全ヲ期スベキコト
  - 九 應徵士ハ機械、器具、材料、製品其ノ他ノ物資ヲ尊重シ苟モ粗略ノ取扱アルベカラザルコト
  - 十 應徵士ハ自己ノ職務ニ關スルト否トヲ問ハズ知悉シタル機密ヲ保持シ防諜上遺憾ナキヲ期スベキコト
- 第三條 事業主タル應徵士ハ生産遂行ノ全責任ヲ負荷セラレタルモノナルノ自覺ニ徹シ率先垂範前條ノ紀律ヲ遵守スルノ外常ニ士氣ノ鼓舞ニ努メ明確ナル企圖ノ下ニ適時適切ナル指揮ヲ爲スト共ニ工場事業場總員一家ノ肉親的團結ヲ圖リ以テ戰力増強ノ責ヲ果スベシ
- 第四條 應徵士前二條ノ紀律ニ違背シ其ノ他應徵士タルノ本分ニ悖ル所爲アリタルトキハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

## 第五條 懲戒ハ左ノ三種トス

- 一 訓 告
- 二 譴 責
- 三 罷 免

訓告及譴責ハ文書ヲ以テ之ヲ行ヒ罷免ハ徵用解除ニ依リ之ヲ行フ

第六條 罷免及事業主タル應徵士ノ懲戒ハ厚生大臣、其ノ他ノ懲戒ハ當該管理工場若ハ指定工場ノ所在地ヲ管轄スル

地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）之ヲ行フ

厚生大臣懲戒（訓告ヲ除ク）ヲ行ヒタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

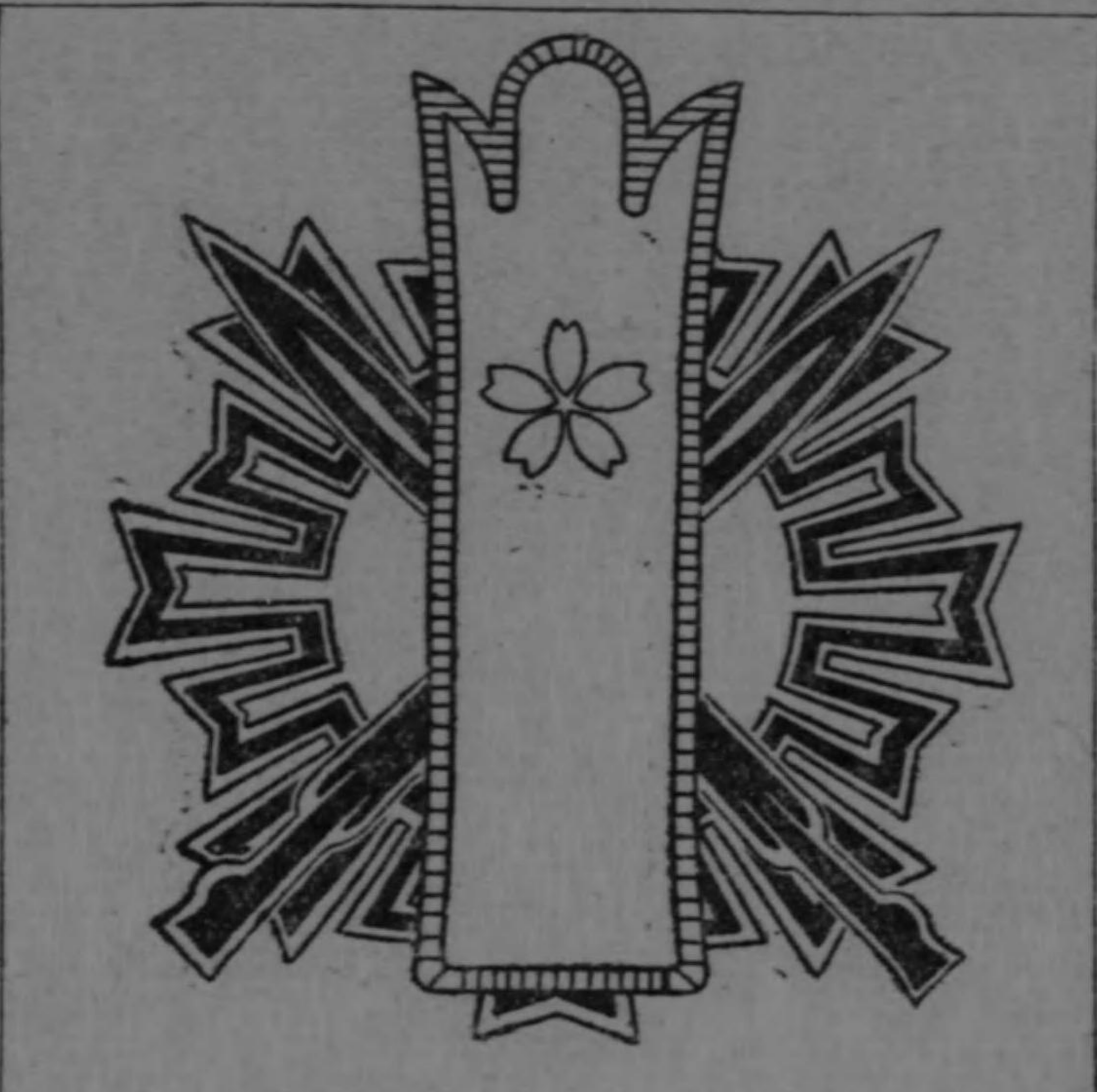
第七條 應徵士ハ別表制式ニ依ル徽章ヲ左肋ニ裝著スベシ

被徵用者ニ非ザレバ前項ノ規定ニ依ル徽章ヲ裝著スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス





- 一 本圖ハ實物ノ大サヲ示ス
- 一 地及色 布地國防色
- 一 楯 黒色
- 一 楯縁 金色又ハ黄色
- 一 櫻花 金色又ハ黄色
- 一 鉦 銀色又ハ紅海老茶色
- 一 鉦縁 銀色又ハ雀茶色
- 一 旭光 紅色及白色

七 國民徴用令第三條第二項ノ規定ニ依リ徴用セラルベキ者ノ調査登録ニ關スル件

改正 昭和十五年十月十九日厚生省令第四十五號  
 改正 昭和十六年二月一日厚生省令第五十二號  
 改正 昭和十六年十二月十六日厚生省令第五十七號  
 改正 昭和十七年十一月一日厚生省令第六十二號  
 改正 昭和十八年七月三十一日厚生省令第七十一號  
 改正 昭和十九年三月一日厚生省令第八十一號

第一條 國民徴用令（以下令ト稱ス）第三條第二項ノ規定ニ依リ徴用セラルベキ者ノ範圍ハ厚生大臣地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ之ヲ通達ス

第二條 地方長官前條ノ通達ヲ受ケタルトキハ通達セラレタル範圍ニ該當スル者ニ付國民勤勞動員署長ヲシテ之ヲ調査シ別表様式第一號ニ依リ登録セシムベシ

厚生大臣現ニ總動員業務ニ従事スル者ヲ引續キ其ノ業務ニ従事セシムル爲徴用スル必要アル場合ニ於テ其ノ範圍ニ付前條ノ規定ニ依ル通達ヲ爲シタル場合ニ在リテハ地方長官前項ノ規定ニ拘ラズ國民勤勞動員署長ヲシテ之ヲ調査シ様式第二號ニ依リ登録セシムルコトヲ得

第一項ノ調査ノ爲必要アルトキハ國民勤勞動員署長ハ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察署長ノ意見ヲ徴シ又ハ補助ヲ求ムルコトヲ得

第三條 地方長官前條ノ登録完了シタルトキハ厚生大臣ニ之ヲ報告スベシ

第四條 厚生大臣第二條ノ規定ニ依リ登録シタル者ニ付徴用命令ヲ發スル場合ニ在リテハ同條第一項ノ規定ニ依リ登録







調査登録連名表		氏名及		生年月日		從事スル		場所	
本籍地	居住ノ場所	氏名	及	生年月日	從事スル	職業	場所	名	稱
				年月日生		總動員業務ヲ行フ 官衙若ハ管理工場 又ハ指定工場	總動員業務		
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					
				年月日生					

八 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラ  
ルベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件

改正 昭和十四年七月十一日厚生省令第十八號  
改正 昭和十五年四月十八日厚生省令第十三號  
改正 昭和十六年二月一日厚生省令第二號  
改正 昭和十六年三月十七日厚生省令第八號  
改正 昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號  
改正 昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十二號

- 第一條 徵用セラレベキ者國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ指定ノ場所ニ出頭後出頭ヲ命ジタル地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ於テ之ヲ支給ス
- 第二條 前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノ（以下市町村ト稱ス）ニ於テ一時繰替支辨スベシ
- 第三條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ出頭命令書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ徵用セラレベキ者ニ返付スベシ
- 第四條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ前條ノ受領證ヲ添附シ別表様式ニ依リ出頭ヲ命ジタル地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則  
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則  
（昭和十五年四月十八日厚生省令第十三號）  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則  
（昭和十六年二月一日厚生省令第二號）



本令へ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年三月十七日厚生省令第八號)

本令へ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號)

本令へ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十二號)

本令へ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭ヲ命ゼラレタル者ノ出頭旅費拂戻請求書  
一金何圓也

但徵用セラルベキ者ノ出頭旅費何人分ニシテ其ノ氏名別記ノ通

一人ニ對スル内譯

種別	區間		員數	金額	備考
	自	至			
鐵道貨					
軌道貨					
自動車貨					
船貨					

合計	陸路雜費		車馬賃	宿泊料	滞在日當	食卓料
	里	里				

出頭ノ場所 何地何々

出頭ノ日時 何年何月何日午前(午後)何時

摘要

右拂戻相成度及請求候也

何都府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 何某

何都府縣(北海道)何郡(市)何町(村)長 何某

記載例

- 一 請求書へ正副二通トス
- 二 旅行ノ異ル毎ニ別紙トスルコト
- 三 鐵道、陸路等數區間ヲ通算スル場合ニ於テハ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 四 急行料金、通行税、船賃等ハ鐵道貨、船賃等ノ該當欄ニ於テ其ノ區別ヲ示シ賃金ト併記シ又ハ賃金ト合算シ之ガ内譯ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 五 摘要欄ニハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由等必要ナル事項ヲ記載スルコト
- 六 氏名書へ便宜ノ形式トシ本人ノ居住地ヲモ記載スルコト



九 國民徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用セラ

ルベキ者ノ出頭旅費規則

改正	改正	改正	改正
昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十三號	昭和十七年十一月十一日厚生省令第五十二號	昭和十六年三月十一日厚生省令第八號	昭和十四年七月十一日厚生省令第十九號

第一條 國民徵用令第七條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監)徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ命ジタル場合ノ旅費ハ本令ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ居住地出頭ノ場所所在地間ニ付順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲順路ニ依リ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條 鐵道旅行ニハ鐵道賃、軌道旅行ニハ軌道賃、省營自動車旅行ニハ自動車賃、水路旅行ニハ船賃ノ各其ノ最低賃金(通行税、船賃及棧橋賃ヲ含ム)ニ相當スル額ヲ支給シ陸路旅行ニハ一里毎ニ陸路雜費十錢ヲ支給ス但シ陸路旅行ニ付テハ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

鐵道八十五杆以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徴セザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

鐵道、軌道、省營自動車又ハ水路ニ依ラザル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條 宿泊料ハ一夜ニ付一圓五十錢、滞在日當ハ一夜ニ付五十錢トシ夜數ニ應ジテ之ヲ支給ス

官用ノ屋舎等ニ宿泊スル場合又ハ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セズ但シ別ニ食費ヲ要スルトキハ食卓料一夜ニ付一圓

ヲ支給ス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ官ノ都合其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ四百杆、軌道旅行ハ三百杆、省營自動車旅行及水路旅行ハ二百杆、陸路旅行ハ十里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第六條 片路三里未滿ノ陸路旅行ニ付テハ陸路雜費ヲ支給セズ但シ片路三十杆以上ノ他ノ旅行ニ亘ル陸路旅行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ第三條及第八條ノ旅費ヲ支給セズ

第八條 不具癡疾傷痍疾病等ノ爲步行シ能ハザルトキハ其ノ陸路旅行ニ付テハ一里毎ニ車馬賃五十錢ヲ支給ス但シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ切捨トス

前項ノ場合ニ於テハ陸路雜費ヲ支給セズ

第九條 旅行中死亡シタルトキハ其ノ居住地ニ到ル旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス此ノ場合ニ於テハ陸路旅行ニ付テハ前條ノ例ニ依ル

第十條 旅費ノ支給又ハ前金拂ヲ受ケントスル者ハ出頭命令書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第十一條 旅費ヲ請求スルニ當リテハ請求ノ事由ヲ詳具スル外必要ナル證明書ヲ添附シ順路ニ依ラザリシ場合、旅行日數ヲ増加シタル場合等ニ於テハ其ノ事由ヲ詳具スル外市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノ、警察官吏、驛長又ハ船長等ノ證明書ヲ添附スベシ但シ不具癡疾傷痍疾病等ノ爲ナルトキハ醫師ノ診斷書(已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書ヲ以テ之ニ代フ以下之ニ同ジ)ヲ添附スベシ



第八條ノ車馬賃ノ支給ヲ受ケントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年四月十八日厚生省令第十四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年二月一日厚生省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年三月十七日厚生省令第八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十三號)

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 十 國民徵用令ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ徵用セラレタル者ノ旅費及其ノ家族ノ出頭旅費竝ニ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ニ關スル件

第一條 國民徵用令(以下令ト稱ス)ニ依リ管理工場又ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムル爲ニ徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス)徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ノ支給及其ノ一時繰替支辨竝ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合又ハ被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ノ支給及令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

改正 昭和十六年七月三十一日厚生省令第三十八號  
改正 昭和十六年十二月十六日厚生省令第五十八號  
改正 昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號  
改正 昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十五號

第二條 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徵用者ノ徵用前ノ就業地又ハ居住地ヲ管轄スル地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ通知ニ依リ當該地方長官ヲ經由シテ被徵用者旅行前ニ之ガ概算支給ヲ爲シ、指定ノ場所ニ出頭後精算支給ヲ爲スベシ

第三條 被徵用者徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用シタル管理工場又ハ指定工場ノ事業主



其ノ者ノ旅行前ニ之ヲ支給スベシ

第三條ノ二 被徵用者若ハ其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭シ若ハ事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ當該被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主被徵用者一時歸郷スル場合ニ在リテハ旅行前ニ、被徵用者ノ家族出頭スル場合ニ在リテハ出頭後之ヲ支給スベシ

第三條ノ三 前條ノ規定ニ依ル被徵用者ノ範圍ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ於ケル勞務者又ハ之ニ準ズベキモノトシ家族トハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）、直系尊屬、直系卑屬及戸主トス

被徵用者危篤若ハ死亡ノ際ニ於テ前項ノ家族ナキトキ又ハ家族事故ニ因リ出頭シ難キトキハ被徵用者ノ親族中事業主ノ認ムル者一人ヲ限り前項ノ家族ト看做ス

第四條 被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費ハ居住地出頭ノ場所ノ所在地間ニ付、徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ハ其ノ從事シアリタル場所ノ所在地徵用前ノ居住地間ニ付第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

前項ノ規定ニ依リ出頭旅費ヲ支給スル場合ニ於テ出頭ノ場所ト就業ノ場所ガ異ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ居住地ヨリ出頭ノ場所ノ所在地ヲ經由シテ就業ノ場所ノ所在地ニ至ル旅費ヲ支給スルモノトス

徵用ヲ解除セラレタル者徵用ノ期間中ニ於テ其ノ居住地ヲ徵用前ノ居住地以外ノ地ニ定メタル場合ニ在リテハ其ノ者ニ支給スベキ歸郷旅費ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ新居住地ニ至ル旅費ヲ支給スルモノトス但シ新居住地ニ至ル旅費額ガ徵用前ノ居住地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條第五項及第六項ノ規定ニ依リ移轉料及家族移轉料ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ第一項ニ規定スル歸郷旅費

ハ之ヲ支給セザルモノトス

第四條ノ二 被徵用者ノ家族ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ許可ヲ得テ被徵用者一時歸郷スル場合ノ旅費ハ現ニ從事スル場所ノ所在地家族ノ居住地間ノ往返ニ付第五條及第六條ノ規定ニ依リ算出シタル額トス

第四條ノ三 被徵用者ノ危篤若ハ死亡ノ爲事業主ノ通知ニ依リ被徵用者ノ家族出頭スル場合ノ旅費ハ家族ノ居住地被徵用者ノ就業ノ場所ノ所在地間ニ付往返ノ旅費及到着ノ日ヨリ三日以内ノ滞在ノ旅費トス

前項ノ旅費ハ第五條別表ニ掲グル最低等級ノ定額ニ依リ算出シタル額トシ家族一人ニ限り之ヲ支給ス

第四條ノ四 被徵用者ノ危篤ニ因リ家族出頭ノ途中又ハ出頭滞在中被徵用者死亡シタルトキハ其ノ出頭ヲ被徵用者死亡ニ因ル家族ノ出頭ト看做ス

被徵用者危篤ニ因リ家族出頭シタル後被徵用者死亡シタルトキハ死亡ノ日ヨリ起算シ更ニ三日以内ノ滞在旅費ヲ支給ス

第四條ノ五 第三條ノ二ノ規定ニ該當セザル事由ニ依リ被徵用者一時歸郷中其ノ家族危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合又ハ家族出頭中被徵用者危篤ニ陥リ若ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主必要アリト認ムルトキハ被徵用者ニ在リテハ返路旅費、家族ニ在リテハ滞在及返路旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ滞在旅費ハ危篤若ハ死亡ノ日ヨリ起算シ各三日以内トス

第五條 旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當、移轉料及家族移轉料ノ九種トス  
鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當及移轉料ハ別表ニ掲グル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

家族移轉料ハ家族一人毎ニ本人ノ居住地ヨリ出頭ノ場所ノ所在地（第四條第二項ニ該當スル場合ハ就業ノ場所ノ所



在地)ニ至ル本人相當ノ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料及食卓料ノ全額並ニ赴任手當ノ三分ノ二ニ該當スル金額トス但シ十二歳未満ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス  
 家族ノ數三人ヲ超過スルトキハ其ノ超過スル者ニ付支給スル家族移轉料ハ前項ノ規定ニ依ル給額ノ半額トス  
 移轉料ハ第六項ノ規定ニ依リ家族移轉料ヲ支給スベキ事實ノ生ジタル場合ニ之ヲ支給スルモノトス  
 家族移轉料ハ徵用ノ期間一年以上ニ亘ル場合ニ於テ被徵用者其ノ居住地ヲ就業ノ場所ノ所在地(就業ノ場所ニ通勤シ得ル附近ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ其ノ區域)ヲ含ム)ニ定メタル場合ニ之ヲ支給スルモノトス

第六條 本令ニ定ムモノノ外旅費ノ支給方ニ關シテハ内國旅費規則ヲ準用ス

第七條 第二條ノ規定ニ依ル旅費ノ概算支給ヲ受クルコト能ハザル場合ニシテ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ概算旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都)又ハ之ニ準ズベシモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ一時繰替支辨スベシ

第八條 旅費ノ前金拂ヲ受ケントスル者ハ徵用令書ヲ提示シテ之ヲ請求スベシ

第九條 市町村ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ受領證ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支辨ヲ爲シタル市町村名、支辨ヲ爲シタル年月日及「旅費金何圓何拾錢支辨済」ト記載證印シ被徵用者ニ返付スベシ

第十條 被徵用者ヲ使用スル管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ガ繰替支辨ヲ受ケタル額ヲ其ノ者ニ支給スベシ旅費ノ中ヨリ控除シ一月以内ニ當該旅費ノ繰替支辨ヲ爲シタル市町村ニ拂戻ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ繰替金旅費額ヲ超過スルトキハ之ヲ本人ヨリ徵收シ當該市町村ニ送付スベシ

第十一條 令第十九條第二項ノ規定ニ依リ管理工場又ハ指定工場ノ事業主ノ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ハ當該管理工

場又ハ指定工場ニ配置セララル爲令第七條ノ二ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ支給シタル旅費ノ額トス但シ徵用命令ガ國ノ行フ總動員業務及管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキ、管理工場及指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキ又ハ二以上ノ管理工場若ハ指定工場ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノナルトキハ其ノ徵用命令ヲ受ケタル地方長官ニ於テ被徵用者ノ員數ニ按分シテ算出シタル額トス

第十二條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主令第十九條第二項ノ規定ニ依リ國庫ニ納入スベキ旅費ノ額ニ付納入告知ヲ受ケタルトキハ指定ノ期限内ニ之ヲ納入スベシ

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十二月十六日厚生省令第五十八號)

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號)

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十五號)

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス



(別表)

旅費額

等	級	分	區		技 術 者		勞 務 者	
			甲	乙	技 手	技 師	二 日 未 滿	二 日 以 上
鐵道貨	一	等	200	200	200	200	200	200
船 貨	一	等	200	200	200	200	200	200
車馬	一	里	200	200	200	200	200	200
日當一日	甲	地方	5,000	4,000	11,500	11,000	11,500	11,000
日當一日	乙	地方	4,000	3,000	11,000	10,500	11,000	10,500
宿泊料一夜	甲	地方	7,000	6,000	11,500	11,000	11,500	11,000
宿泊料一夜	乙	地方	6,000	5,000	11,000	10,500	11,000	10,500
食卓料	一	夜	2,500	2,000	11,000	10,500	11,000	10,500
手赴	六	00	6,000	5,000	11,500	11,000	11,500	11,000
移轉料	一	五	1,500	1,000	11,500	11,000	11,500	11,000

備考

- 一 甲地方トハ大正十三年大藏省令第二十八號ニ指定スル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- 二 一日中甲地方及乙地方ニ互ル旅行ニ付テハ出發地又ハ到着地ガ甲地方ノ場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テハ乙地方ノ定額ニ依ル
- 三 鐵道旅行中宿泊スル場合ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額、宿泊料ハ乙地方ノ定額ニ依リ水路旅行中宿泊スル場合

- ニ於テハ其ノ日ノ日當ハ甲地方ノ定額ニ依ル
- 四 鐵道貨ニハ通行稅ヲ含ム
- 五 鐵道運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スルモノニ在リテハ上級ノ運賃ヲ以テ一等又ハ二等運賃、下級ノ運賃ヲ以テ三等運賃ト看做シ其ノ等級ヲ設ケザルモノニ在リテハ其ノ乘車ニ要スル運賃ヲ支給ス
- 六 鐵道八十五軒以上ノ旅行ニ在リテハ普通急行料金を支給ス但シ急行料金を徴ゼザル線路ニ依リ旅行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 船貨ハ旅客運賃(通行稅、船賃、棧橋賃、寢臺料及普通運賃ノ外食費ヲ要スル場合ニ於テハ夕食及朝食ニ對スル所定ノ料金を含ム)及急行料金を依リ鐵道貨ノ例ニ準ジ之ヲ支給ス



### 十一 徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用支辨方

#### ニ關スル件

改正 昭和十四年七月十一日厚生省令第二十號  
昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號  
昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十四號

第一條 國民徴用令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書交付ニ關シ直接必要ナル通信費及使丁ノ賃金トス

第二條 市町村（東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ東京都）又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ徴用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費用ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證憑書類ヲ具シ徴用令書、出頭變更令書又ハ徴用取消令書ヲ發シタル地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十六年十一月一日厚生省令第五十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十八年七月三十一日厚生省令第三十四號）

本令ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 十二 國民徴用扶助規則

改正 昭和十六年十二月二十二日厚生省令第六十八號  
昭和十八年六月九日厚生省令第十七號

第一條 國民徴用令第十九條ノ三ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民徴用令第十九條ノ三第一項ノ家族ハ左ニ掲グルモノトス

一 被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第三條 國民徴用令第十九條ノ三第二項ノ遺族ハ左ニ掲グルモノトス

一 死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス



一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ

三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス

第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ)之ヲ行フ

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受ケル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受ケル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ、所得、勞働能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條 扶助ハ扶助ヲ受ケル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ扶助ヲ受ケル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又

ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得

第八條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授ケルコトニ依リ之ヲ行フ

第十條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十五錢以内トス

一世帯ニ於テ扶助ヲ受ケル者二人以上アルトキハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條 扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス

埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十五條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ



又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條 被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者竝ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十二條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル金額ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルトキ

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ



三 従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徴用ヲ變更セラレタルトキ  
第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス  
厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徴用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ  
被徴用者徴用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年六月九日厚生省令第十七號)

本令ハ昭和十八年五月二十二日ヨリ之ヲ適用ス

### 十三 國民徴用扶助規則施行細則

第一條 國民徴用扶助規則ニ依リ扶助ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ其ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ申請スベシ

扶助ヲ受ケントスル者一世帯二人以上アルトキハ世帯主又ハ之ニ代ルベキ者前項ニ依リ申請スベシ

第二條 市町村長前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ第二號様式ノ扶助調書ヲ作成シテ戶籍謄本其ノ他必要書類ヲ添附シ速ニ知事ニ進達スベシ

市町村長前條ノ申請ナキ場合ニ於テ扶助ノ必要アリト認ムル者アルトキハ第一號様式ニ依リ知事ニ申請スベシ  
前項ノ申請書ニハ第一項ノ扶助調書ヲ作成シ戶籍謄本其ノ他必要書類ヲ添附スベシ

第三條 市町村長ハ國民徴用扶助規則第二十二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ繼續スル必要アリト認ムルモノアルトキハ其ノ期間竝ニ理由ヲ具シ被徴用者ノ徴用解除前豫メ知事ニ具申スベシ

第四條 收容扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 市ニ在リテハ 一人一日 何 錢

二 町村ニ在リテハ 一人一日 何 錢

生活扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前項ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

第五條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 居宅扶助ノ場合

診 察 料 一人一回 何 錢



藥治料	一人一日	何	錢
處置料	一人一回	何	錢
手術料	一人一回	何	錢
検査料並ニ注射料	一人一回	何	錢
文書料	一通	何	錢

以上ノ區分ニ依ラザル場合 一人一日 何 錢

二 收容扶助ノ場合

入院料 一人一日 何 錢

醫療ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

第六條 收容扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ一人一日何圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

助産ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

第七條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ノ場合 一世帯ニ付何圓

二 生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合

居宅扶助ノ場合 一人一日 何 錢

收容扶助ノ場合 一人一日 何 錢

生業扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

第八條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行ヒタル遺族ニシテ埋葬費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ第三號

様式ニ依リ死亡シタル者ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ申請スベシ

市町村長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ適否ヲ調査シ直ニ知事ニ進達スベシ

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ市町村長ハ速ニ知事ニ報告スベシ

第九條 市町村長ハ第四號様式ニ依ル徵用扶助臺帳ヲ備ヘ記載事項ニ異動アル毎ニ加除訂正シ置クベシ

第十條 扶助ヲ受クル者申請書記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第一條ノ申請人又ハ之ニ代ル者ヨリ直ニ住所地(住所移轉ノ場合ハ舊住所) 市町村長ヲ經テ知事ニ届出ヅベシ

第十一條 市町村長ハ扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ理由及意見ヲ具シ直ニ知事ニ報告スベシ

第十二條 市町村長ハ常ニ被扶助者ノ生活狀況ニ注意シ毎年九月、三月ノ末日ヲ期トシ其ノ狀況ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スベシ

第十三條 國民徵用扶助規則第二十九條ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ審査ヲ出願スル場合ニ於テハ扶助ノ拒否又ハ廢止、停止ノ指令ヲ交付シタル市町村長ヲ經由スベシ

附 則 本令ハ 附 則 本令ハ

ヨリ之ヲ施行ス (居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ヲ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ省令ノ限度額ヲ超エ規定スル府縣ニ於ケル例)

第四條 生活扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

一 居宅扶助ノ場合

市ニ在リテハ 一人一日 何 錢



町村ニ在リテハ 一人一日何 錢

二 收容扶助ノ場合

市ニ在リテハ 一人一日何 錢  
町村ニ在リテハ 一人一日何 錢

收容扶助ノ場合ニ於ケル生活扶助ノ爲支出スル費用ニシテ前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ實費トス

備考

様式ハ参考ノ爲別紙ノ通掲グルモ道府縣ニ於テ適宜之ヲ定ムルコト

第一號様式

國民徵用扶助申請

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者	扶助ヲ受ケントスル者		住所	氏名	生年月日	職業及勤先	扶助ノ種類ニ關スル希望
	本籍	住					
氏名	本籍						
生年月日							

申請ノ事由

(扶助規則第四條ニ依ル生活スルコト困難ニ陥リタル事由ヲ詳記スルコト)

右ノ通ニ付扶助被成下度此段申請候也

年 月 日

申請人 世帯主又ハ之ニ代ルベキ者 氏 名 印

府 縣 知 事 宛

備考

- 一 本様式ハ扶助ヲ受ケントスル者二人以上アル場合ノ様式ナリ、故ニ扶助ヲ受ケントスル者一人ナル場合ハ申請人ハ本人又ハ法定代理人トス
- 二 醫療ヲ受ケントスル者ハ(一)症狀 (二)投藥ノ種類、數量 (三)治療ニ至ル迄ノ見込日數及治療費所要見込額 (四)入院ノ要否等ヲ記載シタル醫師ノ診斷書ヲ添付スルコト
- 三 助産ヲ受ケントスル場合ハ醫師又ハ產婆ノ證明書並ニ助産ノ爲ニ要スル經費見積書ヲ添付スルコト
- 四 生業扶助ヲ要スル場合ハ(一)生業費明細書 (二)收支見積書ノ類ヲ添付スルコト

第二號様式

國民徵用扶助調書

被徵用者又ハ被徵用者	本籍	氏名	生年月日











記 事	又ハ被徵用者 タリシ者				
	從事シ又ハ從事シタル總動員業務	從事シ又ハ從事シタル職業	從業シ又ハ從事シタル場所	徵用令書記載ノ徵用ノ期間	徵用解除又ハ死亡ノ年月日 徵用解除又ハ死亡ノ事由

### 十四 國民徵用扶助規則運營方針及事務取扱要領

(昭和十六年十二月二十四日厚生省發職第一九八號)  
職業局長ヨリ各地方長官宛通牒

#### 第一 國民徵用扶助規則運營方針

- 一 本扶助制度ハ被徵用者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ安ンジテ總動員業務ニ精勵セシムルト共ニ應召軍人ト同ジ感  
激ト責任トヲ以テ應徵セシメ以テ徵用ノ圓滑ヲ期セントスルモノナリ
- 二 被徵用者ハ賃金、給料等ヲ受クルモノナルヲ以テ徵用ニ因リ直ニ家族ガ生活ニ困窮スルモノト見ルヲ得ズ且又  
新ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關シテハ勞働條件、生活事情等ヲ考慮シ從前ノ收入ト甚シキ懸隔ナキ様必要ニ應  
ジテハ相當額ノ補給ヲ爲ス様指導シツツアリ此ノ點軍事扶助ト多少趣ヲ異ニスルヲ以テ充分留意スルコト
- 三 徵用工場事業場ニ對シテハ被徵用者ノ住居費及食費ノ適正ヲ期シ出來ルダケ家族ニ送金ヲ爲シ得ル様致シツツ  
アルモ、地方長官ニ於テモ此ノ點充分指導スルコト
- 四 扶助ノ決定ニ當リテハ被徵用者ノ支給ヲ受クル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル  
者ノ健康保險法、工場法、勞働者災害扶助法等ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ及其  
ノ所得等ヲ調査シ扶助ノ程度ヲ決定スルト共ニ扶助ヲ受クル者ノ勞働能力、家庭ノ事情等ヲ考慮シ扶助ノ種類、  
方法等ノ適正ヲ期スルコト
- 五 被徵用者ノ家族ニシテ軍事扶助法ニ依リ扶助ヲ受ケ得ル者ハ同法ニ依リ扶助ヲ行ヒ、本規則ヲ適用セザルコ  
ト



六 本扶助へ貧困者ノ救護ト性質ヲ異ニスルヲ以テ本規則ニ該當スル者ハ本規則ヲ適用シ救護法、母子保護法等ハ之ヲ適用セザルコト

七 災害ニ際シ罹災救助基金法ニ依リ救助ヲ受クル者ニ對シテハ同一ノ費用ニ付本規則ハ適用セザルコト

第二 事務取扱要領

一 國民徵用扶助規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條及第三條ノ配偶者ニハ所謂内縁關係ノ者ヲモ包含セシムルコトトセルヲ以テ此ノ點特ニ注意ノコト

二 被徵用者ノ家族ヲ扶助スルハ原則トシテ被徵用者ガ徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合ニ限リタリ之徵用ニ際シテハ賃金給料等ヲ支給サレ軍人ノ入營、應召ノ場合ト異ル所アルヲ以テナリ而シテ特別ノ事情ニ因リ生活困難ナルトキハ世帯ヲ異ニセザル場合ト雖モ例外トシテ扶助ヲ爲シ得ルノ途ヲ開キタリ然レドモ例外規定ハ運用ニ當リ慎重ヲ期シ濫用ニ陥ラザル様留意スルコト尙特別ノ事情トハ家族ノ重病、増員、臨時災害等眞ニ事情已ムヲ得ザルモノニ限ルコト

三 扶助ノ決定ニ當リテハ特ニ規則第六條第三項ニ留意シ各種ノ收入ヲ充分調査シ眞ニ其ノ足ラザル所ヲ補フ趣旨ニ於テ取扱ヒ苟モ濫給ニ涉ラザル様注意スルコト

被徵用者ノ家族扶助ニ際シテハ被徵用者ノ支給ヲ受クル給與ヲ調査シ家族ヘノ送金額ヲ調査スルコト而シテ送金ナキ場合ト雖モ送金可能額ハ送金アリタルモノト看做シ取扱フコト送金額ガ送金可能額ニ達セザル場合ト雖モ亦同ジ

他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險給付、扶助ニシテ扶助ニ際シ留意スベキモノハ概ネ左ノ如シ

(イ)健康保險法 埋葬料

世帯員ニ對スル補給金

(ロ) 勞働者年金保險法

養老年金

廢疾年金及廢疾手當金

遺族年金 脫退手當金

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

(ハ) 工場法

遺族扶助料 葬祭料

(ニ) 勞働者災害扶助法

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

(ホ) 陸軍共濟組合規則

障害年金 障害一時金

脫退年金 脫退一時金 勤續給付金

死亡給付金

特症給付金 罹災見舞金

世帯員ニ對スル補給金

葬祭料

(ヘ) 海軍共濟組合規則



公傷病年金 公傷病一時金

特征一時金

脫退年金

公傷病遺族一時金

埋葬料

世帯員給付

(ト) 雇員扶助令及傭人扶助令

障害扶助料 打切扶助料

遺族扶助料 葬祭料

其ノ他之ニ準ズベキモノトハ退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當金又ハ工業主及職工ノ出捐スル共済組合ノ爲シタル給付若ハ事業主ノ支出セル見舞金、慰勞金、弔慰金等ヲ謂フ

四 規則第九條ノ生業扶助ヲ爲スニ當リテハ一度給シタル原資ヲ消盡セシメザル様注意スルコト殊ニ一時ニ多額ノ資金ヲ給シ而モ經驗ナキ業務ヲ營マシムルガ如キハ失敗ニ歸スル虞アルヲ以テ成ル可ク之ヲ避クルコト又生業扶助ヲ爲ス場合ニ於テモ之ニ依テ尙生活費ヲ得難キ場合又ハ當初熟練ヲ要スル期間ハ現金給與又ハ現品給與ヲ併給スルハ餘儀ナキ場合アルベキモ元來生業扶助ハ之ニ依リ自營ノ途ヲ與フルモノニ付成ルベク併給ヲ要セザル様職業ノ選擇ニ注意スルコト

五 規則第十一條ノ居宅扶助ノ場合ニ於ケル醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ軍事扶助ト同額ノ標準ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト

六 醫療扶助ヲ敏速適切ナラシムル爲豫メ市町村長等ニ於テ醫師ニ交渉シ置キ必要アル場合直ニ醫療ヲ受ケシメ一面ニ於テ急速醫療扶助開始ノ手續ヲ爲スヲ適當ナリトス

七 規則第十三條ニ依リ收容扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルニ當リテハ軍事扶助ト同額ノ標準ニ依リ厚生大臣ノ認可ヲ申請スルコト

八 規則第十九條ノ逃亡トハ寄宿舎社宅等定メラレタル住所ヲ離レ相當期間出勤セザル者ヲ謂フ  
自宅通勤者ニシテ故ナク出勤セズ又ハ寄宿舎ニ居ルモ故ナク出勤セザル場合等ハ規則第二十條ニ所謂怠惰トシテ取扱フベキモノトス

九 規則第二十二條ハ被徵用者徵用期間滿了ニ依リ解除セラレタル場合ニ於テ次ノ收入アル職ニ就クマデノ期間ヲ見込必要アル場合ノ猶豫規定ナルヲ以テ解除ト同時ニ一定ノ手當金等ノ現給ヲ受ケ其ノ必要ナキニ於テハ之ヲ行ハズ濫給ニ陥ラザル様注意ノコト

十 規則第二十三條ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲シ居ル場合、其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡シタル場合ハ死亡後仍三月以内從前通り扶助ヲ繼續シ得ル規定ナリ從ツテ死亡後三ヶ月ハ從前通りノ扶助ヲ繼續スルコト

而シテ三ヶ月ヲ經タルトキハ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ事業主ノ出捐ニカカル弔慰金等ヲ受領セルトキハ以後本規則ノ扶助ハ之ヲ行ハザルコト

十一 規則第二十四條モ前項ノ趣旨ニ準ジ取扱フモノトス

十二 規則第二十五條ニ依リ必要アル場合ハ軍事扶助ニ於テ現ニ行ヒツツアルト同額マデ増加スル様厚生大臣ニ認可ヲ申請スルコト



十三 規則第二十八條第二項ニ依リ業務上死亡シタル者アル場合事業主ハ死亡シタル者ノ徵用前ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベキモ其ノ者ノ遺族ガ現ニソレト異ナル所ニ住所ヲ有スルトキハ遺族ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ通知スルヲ可トス

十四 地方長官ハ毎年九月末日及三月末日迄ノ規則第三十條第一項ニ掲グル扶助ニ要シタル金額ヲ各翌月末日迄ニ取纏メ當該事業主宛納入告知書ヲ發シ一ヶ月以内ニ納入セシムルコト

規則第三十條第二項ノ法令ノ規定ニ依ル扶助トハ工場法又ハ労働者災害扶助法等ニ依リ解除ノトキノ障害扶助料及打切扶助料、死亡ノトキノ遺族扶助料及葬祭料ヲ謂フ

之ニ準ズベキ程度ノ出捐トハ名義ノ如何ヲ問ハズ右ト同程度以上ノ金額ニシテ事業主ノ支出セルモノヲ謂フ

十四ノ一 規則第二十二條又ハ第二十三條、第二十四條ニ於ケル二十日又ハ三ヶ月分ノ扶助費ハ事業主ニ負擔セシムルコト

十五 其ノ他詳細ニ關シテハ軍事扶助法ノ運用ニ準ジ取扱フコト

十六 徵用扶助ニ關スル連絡通報ニ關シ本規則中事業主ニ於テ又ハ事業主ニ對シテ爲スベキ事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ニ在リテハ其ノ長ニ於テ又ハ其ノ長ニ對シ爲スベキモノトス

十七 規則第二十七條第二項ノ通知ハ第一號様式ニ依ルコト

十八 規則第二十八條第一項乃至第三項ノ通知ハ第二號様式乃至第四號様式ニ依リ之ヲ爲サシムルコト

第一號様式

國民徵用扶助ニ關スル件通知

被徵用者 又ハ被徵用者 タリシ者	徵用令書發付者	本籍	氏名	年 月 日生
	徵用令書發付年月日及番號	徵用解除又ハ死亡ノ年月日		
扶助申請人	本籍	氏名	年 月 日生	
	住所			
(扶助規則第四條 第二項 第一項 號 該當)				
被扶助者 員數	扶助開始 再始年月日	種 類	程 度	方 法
參考事項				

右及通知候也

年 月 日

宛

廳府縣警察部長 ㊦



第二號様式

國民徵用令ニ依ル被徵用者ニ關スル件通知

照會文書ノ 年月日及番號		被徵用者又ハ 被徵用者タリシ者		本 籍	氏 名	年 月 日 生
徵用令書發付者		徵用令書發付 年月日及番號				
從事シ又ハ從事シタル總動員業務ヲ行フ管理工場 又ハ指定工場ノ名稱及所在地						
從事シ又ハ從事シタル總動員業務						
從事シ又ハ從事シタル職業						
從事シ又ハ從事シタル場所						
徵用令書記載ノ徵用ノ期間						
徵用解除又ハ死亡ノ年月日						
徵用解除又ハ死亡ノ事由 (徵用解除又ハ死亡ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因 ルニ非ズシテ業務上ノ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹 リタルニ因ル場合ハ特ニ其ノ旨及傷病ノ狀況)						

事 項

現ニ支給ヲ受クル給料、賃金 又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ月額	
本人ノ住居費、食費及小遣	住居費 食費 小遣
家族ヘノ送金可能見込額	
徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業 主ガ爲シタル工場法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶 助又ハ之ニ準ズベキ出捐ノ狀況	
扶助規則第十六條、第十七條、第十九條及第二十 條ノ事項	



参考 項

右及通知候也

年 月 日

府縣知事又ハ市町村長宛

備考

〔現ニ支給ヲ受タル給料賃金又ハ給料賃金ニ準ズベキ給與ノ月額〕ハ左ノ例ニ依リ之ヲ記載スルコト、尙日給時給又ハ請負利益金等ハ最近三ヶ月ノ平均額ニ依ルコト

(記載例)

總 額	○	(最近三ヶ月ノ平均)	○
一、月給日給又ハ時給	○	一月就業日數	○
一、請負利益金又ハ加給金	○	一、何々手當	○
一、早出、残業歩増	○	一、補給金	○
一、深夜業歩増	○	一、實物給與(何)換算額	○
控除額	○	一、何々	○
一、何々	○		
差引支拂額	○		

所在地

(管理工場又ハ指定工場ノ事業主)

名稱及代表者氏

名 〇

第三號様式

國民徵用扶助規則第二十八條第二項ノ規定ニ依ル通知

被 徵 用 者	徵用令書發付者	本籍
	徵用令書發付年月日及番號	氏名
タリシ者	從事シタル總動員業務	年 月 日 生
	從事シタル職業	
傷 病 ノ 狀 況	徵用令書記載ノ徵用ノ期間	
	故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルニ因ル死亡年月日	
參 考 事 項	徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ爲シタル工場法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ出捐ノ狀況	

右及通知候也

年 月 日

市町村長宛

所在地

(管理工場又ハ指定工場ノ事業主)

名稱及代表者氏

名 〇







旅客及手荷物運送規則抄 (昭和十七年二月二十五日鐵道省告示第二十六號)

第九十三條 國民徵用令ニ依リ徵用ヲ受ケタル者ガ應徵ノ爲旅行ヲ爲ス場合ニ於テハ所定ノ割引證ヲ收受シ三等片道旅客運賃ノ二割ヲ低減ス

前項ノ割引證ハ鐵道省ニ於テ作製シ監督官廳ヲ經テ道、府、縣ヨリ本人ニ之ヲ交付ス其ノ様式ハ左ノ如シ

第 號

被徵用者旅客運賃割引證

昭和 年 月 日發行	乘車船區間 自 至	乘車船等級割引率
北海道廳長官又ハ 府 縣 知 事	當	三等 二割
氏 名	年	
職 印		

九・一欄

一一・八欄

備考 中央上部ニ鐵道省ノ印ヲ押捺ス

注 意

- 一 本證ニ依リ旅客運賃ノ割引ヲ受クル者ハ徵用令書ヲ携帶シ係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スベキモノトス
- 二 本證ハ被徵用者ガ應徵ノ爲旅行スル場合ニ限り使用シ得ルモノニシ番號、使用者ノ氏名、年齢及發行月日ハ發行者ニ於テ記入シ本人ニ之ヲ交付スベキモノトス
- 三 發行者ニ於テ記入スベキ事項ヲ記入セズシテ交付シタル割引證ハ之ヲ無効トシテ回收ス
- 四 本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 五 本證ニ依リ購求シタル割引乗車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 六 本證ノ記載事項ヲ訂正シタル場合ニ於テハ左ノ證明アルモノニ限り之ヲ有效トス
  - (一) 發行者ノ記入スベキ事項ニ付テハ發行者ノ職印
  - (二) 使用者ノ記入スベキ事項ニ付テハ使用者ノ認印
- 七 本證ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三箇月トス

第九十四條 前條ニ依リ旅行ヲ爲ス旅客ハ徵用令書ヲ携帶シ係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スベキモノトス



### 十六 國家總動員法第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル

者ノ給與ニ關スル件 (改正 昭和十六年十二月二十九日陸軍省令第五十九號 昭和十九年二月十四日陸軍省令第八號)

第一條 國家總動員法第四條ニ基キ陸軍ニ徵用セラレタル者 (以下被徵用者ト稱ス) ノ給與ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

本令ニ明文ナキモノハ陸軍軍屬ノ給與ニ關スル規定ニ依ル

第二條 官吏タル被徵用者ノ給與ハ俸給ニ付テハ前官衙ニ於ケル俸給ニ關スル規定ニ依リ其ノ他ノ給與ニ付テハ陸軍文官ノ給與ニ關スル規定 (朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ勤務シアルモノニシテ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ徵用セラレタルモノノ在勤加俸ニ付テハ前官衙ニ於ケル在勤加俸ノ規定ニ依ル) ヲ準用ス

第三條 前條以外ノ被徵用者ノ給與ハ陸軍ノ囑託員、雇員、傭人又ハ工員ノ給與ニ關スル規定ヲ準用ス但シ被徵用者ノ手當又ハ給料ノ初給基本額ハ待遇官吏又ハ公吏ニ在リテハ前官衙又ハ公署ニ於ケル從前ノ俸給額ニ相當スル額 (囑託者手當トシテ取扱フモノトス) ニ依リ其ノ他ノ者ニ在リテハ別表ニ依リ被配當部隊 (戰地ニ赴ク被徵用者ニ對シテハ出頭部隊 (徵用令書ニ記載セラレアル出頭場所タル陸軍部隊ヲ謂フ以下同ジ) ニ於テ之ヲ定ムベシ

第四條 俸給 (手當、給料ヲ含ム以下同ジ) ハ出頭ノ日ヨリ徵用ヲ解除セラレタル日迄被徵用者ガ現ニ業務ニ從事スル部隊 (以下就業部隊ト稱ス) ニ於テ之ヲ支給スベシ

第五條 在勤加俸、特別手當又ハ戰時増俸ハ就業部隊ニ到着ノ日ヨリ徵用ヲ解除セラレタル日迄就業部隊ニ於テ之ヲ支給スベシ

第五條ノ二 戰地ニ在ル被徵用者ノ俸給及戰地増俸ノ支給ニ付テハ大東亞戰爭陸軍給與令第三十七條乃至第三十九條ノ規定ヲ適用ス

第六條 官吏タル被徵用者出頭部隊ニ出頭ノトキ、出頭部隊ヨリ就業部隊ニ赴クトキ又ハ徵用ヲ解除セラレタルトキハ陸軍旅費規則ニ定ムル陸軍文官ノ轉任轉職ニ關スル規定ヲ準用シ旅費ヲ給ス但シ旅費ノ支給額ニ付テハ第七條ノ例ニ依ル

前項中出頭部隊ヨリ就業部隊ニ赴ク場合ニ在リテハ徵用前ノ就職地、出頭部隊所在地、就業部隊所在地間ヲ一赴任旅行ト看做ス

第七條 官吏以外ノ被徵用者徵用セラレ又ハ徵用ヲ解除セラレタル場合ハ左ノ各號ニ依リ旅費ヲ給ス  
一 出頭ノ際ハ居住地ヨリ出頭部隊所在地迄徵用後付與セラルル身分ニ應ジ陸軍旅費規則ニ定ムル第一表甲旅費及著後手當ヲ出頭部隊ニ於テ給ス但シ出頭部隊ヨリ直チニ就業部隊ニ赴カシムル者ハ居住地、出頭部隊所在地 就業部隊所在地間ヲ一旅行ト看做シ就業部隊所在地迄支給ス

二 出頭後疾病等ニ依リ直チニ歸郷セシメラレタル者ニハ前號ノ規定ニ依ル旅費ハ之ヲ給セズ居住地ト出頭部隊所在地間ニ付陸軍旅費規則ニ定ムル第一表甲旅費 (往復トシ傭人ノ額) ヲ給ス

三 徵用ヲ解除セラレ歸郷ノトキハ解除前ノ身分ニ應ジ就業部隊 (戰地ヨリ留守業務擔任部隊ニ歸還後徵用ヲ解除セラレ歸郷ノ者ニ在リテハ留守業務擔任部隊) 所在地ヨリ徵用セラレタルトキノ居住地 (徵用中居住地ヲ變更シタル者ニ在リテハ官公署ノ證明ニ依リ新居住地但シ新居住地ニ至ル旅費額ハ徵用前ノ居住地ニ至ル旅費額ヲ超過スルコトヲ得ズ) 迄、本邦外ニ在ル部隊ニ就業中ノ者ニシテ就職ノ爲現地ニ於テ徵用ヲ解除セラレタル者ニ在リテハ就業部長ノ證明ニ依リ徵用解除地ヨリ現地ニ於ケル就職地迄各陸軍旅費規則ニ定ムル第一表甲旅費ヲ就業



部隊ニ於テ給ス但シ戰地内ニ於ケル旅行ニ付テハ陸軍旅費規則ニ於テ軍屬ニ付定メアル規定（雜費ヲ除ク）ヲ準用スルモノトス

第七條ノ二 被徵用者死亡シタルトキハ本人歸郷ノ際支給スベキ旅費ニ相當スル金額ヲ死亡手當トシテ其ノ遺族ニ給ス

前項ノ遺族トハ配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ本人死亡當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノヲ謂フ本人死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號（委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届書ニ關スル法律）ニ基キ本人死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト爲ルニ至リタル配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母及兄弟姉妹亦同ジ  
第一項ノ死亡手當ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前項ニ掲ゲタル順序ニ依リ同一順位内ニ在リテハ家督相續人ハ其ノ他ノ者ニ、男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ヅ

第七條ノ三 戰地以外ノ地ニ在ル被徵用者ニシテ徵用ノ期間一年以上ニ互ル場合就業部隊長ノ許可ヲ受ケ其ノ家族ヲ就業部隊所在地（就業部隊ニ通動シ得ル附近ノ地域ヲ含ム）ニ移轉シタルトキハ就業部隊ニ於テ陸軍旅費規則ニ定ムル移轉料及家族移轉料ヲ給ス

前項ノ旅費ノ支給ヲ受ケタル者ニハ第七條第三號ノ旅費ハ之ヲ給セズ

第八條 被徵用者ニシテ陸軍旅費規則ニ定ムル支度料支給地域ニ赴クモノニハ同規則ニ定ムル支度料ヲ、戰地ニ出發スル者ニハ出戰手當ヲ出發當時現在スル出頭部隊又ハ就業部隊ニ於テ給ス

第九條 第六條第二項及第七條第一號但書ノ場合ニ於テ就業部隊ニ到着前教育等ノ爲某地ニ滞在シタル間ハ陸軍旅費規則第四表旅箱料ニ相當スル日當ノミヲ給シ教育ノ爲特ニ要シタル旅行區間ニ付テハ陸軍旅費規則第二表乙旅費ノ定額ヲ給ス

第九條ノ二 本邦又ハ滿洲内ニ於テ被徵用者（雇員、傭員及工員ノ身分取扱ヲ受ケタル者ニ限ル本條中以下同ジ）ノ家族危篤若ハ死亡ノ際就業部隊長ノ許可ヲ受ケ歸省スルトキ又ハ被徵用者危篤若ハ死亡ノ際就業部隊長ノ通知ニ依リ其ノ家族出頭スルトキハ一名ヲ限り陸軍旅費規則第二十七條及第二十八條ノ規定ヲ準用シ同規則第三表丙旅費（被徵用者ニ在リテハ兵ノ額）ヲ給スルコトヲ得

第十條 本令ニ定ムルモノノ外旅費ノ支給ニ關シテハ陸軍旅費規則ヲ適用ス

第十一條 被徵用者ニシテ出頭部隊又ハ被配當部隊ニ於テ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合俸給其ノ他ノ給與ノ支給ニ就テハ出頭部隊又ハ被配當部隊ヲ就業部隊ト看做ス

第十二條 旅費ノ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ徵用ニ應ズルコト能ハザル者ニハ被徵用者ノ現住地ヨリ出頭部隊迄順路ニ應ジ陸軍旅費規則ノ第一表甲旅費兵ノ額ヲ被徵用者ノ現住地市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ繰替支給スベシ

第十三條 市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ前條ノ旅費ノ繰替支給ヲ爲シタルトキハ被徵用者出頭旅費受領證（別紙様式）ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支給市町村名、支給年月日及一旅費金何圓何拾錢也支給濟ト記載證印シ被徵用者ニ返付スルト共ニ證憑書ヲ具シ其拂戻ヲ被徵用者ノ出頭部隊ニ請求スベシ

第十四條 出頭部隊ハ前條ノ請求ニ對シ之ガ支拂ヲ爲スト共ニ速ニ被徵用者ニ付精算ヲ爲スベシ但シ出頭部隊ヨリ就業部隊ニ赴キタル者ニ係ルモノニシテ出頭部隊ニ於テ精算シ得ザル場合ニ在リテハ出頭部隊ノ通知ニ依リ就業部隊ニ於テ精算スベシ

（別表）

被徵用者初給額標準表

區	分	大學卒業者	專門學校卒業者	中等學校卒業者
本年度卒業者	技術者	八五—七〇圓	七〇—五五圓	四五—三三圓



實歷一年ニ付加算額	事務者	七五・六〇圓	六〇・四五	四二・三〇
	技術者	三	二、五	二
	事務者	三	二	二

一、俸給ハ高等官及判任官ニ準ズル者ハ囑託者手當、雇員ニ準ズル者ハ雇員給料、傭人ニ準ズル者ハ傭人給料、工員ニ準ズル者ハ工員給料トシテ取扱フモノトス  
 二、囑託員、雇員、傭人又ハ工員ニ準ズル者ニシテ本表ニ該當スル學歷ヲ有セザル者及特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スルモノニシテ本表ニ依リ難キ者ノ初給基本額ハ其ノ者ノ技能程度從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シ被配當部隊ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

別紙様式

被徵用者出頭旅費受領證書

一金

内譯

支給年月日	線替支給額	住 所	被配當部隊	受領者氏名印
何年何月何日	圓	何府(縣)何郡(市)何町(村)何番地		何 某印
右ノ通線替支給候條條拂戻相成度候也				
年 月 日		何府(縣)何郡(市)何町(村)長氏名印		

注意 印章ヲ携帶セザル者アルトキハ捺印セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年陸軍省令第三十三號ハ昭和十六年十二月三十一日限り之ヲ廢止ス

附 則 (昭和十九年二月十四日陸軍省令第八號)

本令ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス

(參 照)

昭和十四年七月十四日 陸軍省令第三十三號ハ國民徵用令ニ依リ陸軍ニ徵用セラレタル者ノ給與ニ關スル件ナリ

明治二十七年八月一日勅令第三百三十三號陸軍戰時給與規則抄錄

第六條 戰地ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マデ准士官以上軍屬ニハ俸給十分ノ五(士官又ハ准士官ニシテ月額額四十二圓五十錢ニ滿チザルモノハ四十二圓五十錢)、下士官以下ニハ給料十分ノ六ヲ増給ス但シ内地途中ニ在ル者ノ増給ハ准士官以上軍屬ニ在リテハ五分ノ一、下士官以下ニ在リテハ四分ノ一ニ減ズルコトヲ得

戰地ニ在ル者ハ戰地トナリタル日ヨリ給與停止ノ前日マデ前項ニ依ル  
 出戰又ハ戰備ノ姿勢ヲ完成シタル部隊ニ屬スル者、要塞ノ警急配備ニ就キタル者、及對敵ノ目的ヲ以テ派遣セラレタル者ハ其ノ完成ノ日、配備ニ就キタル日又ハ派遣ノ日ヨリ戰地ニ出發ノ前日、戰地トナリタル日ノ前日、配備ヲ解キタル日、歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日迄第一項ノ區分ニ依リ俸給ハ五分ノ一、給料ハ四分ノ一ヲ増給ス  
 臨戰合圍地境ニ出發ノ者ハ其ノ出發ノ日ヨリ歸著ノ日又ハ給與停止ノ前日マデ、臨戰合圍地境ニ在ル者ハ戒嚴布告若ハ宣告ノ日ヨリ戰地トナリタル日ノ前日又ハ戒嚴解止ノ日マデ前項ニ依ル



在勤加俸ノ支給ヲ受クル者前四項ノ増給ヲ受クベキ場合ニ於テ在勤加俸ノ額其増給ノ額ヨリ多キトキハ平時ノ駐屯地ヲ離ルル日ノ前日迄在勤加俸ニ相當スル額ヲ給ス

敵ノ俘虜トナリ又ハ生死不明トナリタル者ハ其ノ間本條ノ増給ヲ停止ス

第十六條 戰時若ハ事變ノ爲メ策劃ノ事務ニ從事スル部隊ニアル者ハ其ノ期間准士官以上及文官ハ俸給五分ノ一、下士官以下ハ給料四分ノ一ヲ増給ス其ノ部隊ハ陸軍大臣之ヲ定ム

昭和十二年八月十九日公布勅令第四百三十四號ハ北支事變ニ關スル陸軍戰時給與規則ノ特例ノ件ナリ

### 十七 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ海軍ニ徵用セラレタル者ノ給與等ニ關スル件

(昭和十七年九月二日海軍省令第二十五號)

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ海軍ニ徵用セラレタル者(以下被徵用者ト稱ス)ノ待遇及給與ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 官吏タル被徵用者ノ待遇ハ海軍文官ニ準ジ其ノ他ノ被徵用者ノ待遇ハ海軍ノ囑託者、雇員、傭人、工員又ハ傭員ニ準ズ

第三條 官吏タル被徵用者ノ給與ハ俸給ニ付テハ前官衙ニ於ケル俸給ニ關スル規定ニ依リ其ノ他ノ給與ニ付テハ海軍文官ノ給與ニ關スル規定(朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ勤務スル者ニシテ該地ニ徵用セラレタルモノノ在勤加俸ニ付テハ前官衙ノ在勤加俸ノ規定ニ依ル)ヲ準用ス

第四條 前條以外ノ被徵用者ノ給與ハ海軍ノ囑託者、雇員、傭人、工員又ハ傭員ニ付定ムル規定ヲ準用ス但シ被徵用者ノ報酬又ハ給料(賃錢ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ初給基本額ハ徵用前官公署ニ勤務セル者ニ在リテハ當該官公署ニ於ケル從前ノ俸給、報酬、給料又ハ第一表ヲ標準トシ其ノ他ノ者ニ在リテハ第一表ニ依リ徵用令書ニ記載シアル出頭場所タル海軍官衙部隊(以下出頭處ト稱ス)ニ於テ之ヲ定ム

第五條 俸給、報酬又ハ給料ハ出頭處ニ出頭ノ日ヨリ徵用ヲ解除セラレタル日迄被徵用者ガ現ニ業務ニ從事スル海軍官衙部隊(以下就業處ト稱ス)ニ於テ之ヲ支給ス

第六條 在勤加俸、戰時増俸又ハ戰時増給(海軍戰時給與規則第二條、第六條、第二十條及昭和十二年勅令第四百三



十五號ニ規定スル増俸並ニ海軍工員臨時給與規則ニ規定スル増給ヲ謂フ。ハ就業廳ニ到着ノ日ヨリ徵用ヲ解除セラレタル日迄就業廳ニ於テ之ヲ支給ス

第七條 被徵用者ニシテ居住地ヨリ出頭廳ニ出頭スルトキ及出頭廳ヨリ就業廳へ赴クトキ並ニ徵用ヲ解除セラレ徵用セラレタルトキノ居住地ニ復歸又ハ歸郷スルトキノ旅費ハ轉勤ノ例ニ依リ海軍内國旅費規則、海軍南洋群島關東州滿洲旅費規則又ハ海軍外國旅費規則ニ依リ本官相當又ハ其ノ該當等級ニ依リ之ヲ支給ス、但シ居住地、出頭廳所在地及就業廳所在地間ハ各地間ヲ通ジテ之ヲ一赴任旅行ト看做ス

前項ノ旅費ハ被徵用者ノ居住地ヨリ出頭廳ニ出頭スル場合及出頭廳ヨリ就業廳へ赴ク場合ニ在リテハ出頭廳ニ於テ之ヲ支給シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ出頭廳又ハ就業廳ニ於テ之ヲ支給ス

歸郷旅費ハ第八條ノ規定ニ依リ家族移轉料ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ支給セズ

第八條 家族移轉料ハ徵用ノ期間一年以上ニ互ル場合ニ於テ被徵用者其ノ居住地ヲ就業廳ノ所在地（就業廳所在地ノ隣接市町村ヲ含ム）ニ定メタル場合ニ之ヲ支給ス

第九條 旅費ノ前拂ヲ爲スニ非ザレバ徵用ニ應ズルコト能ハザル者ニハ被徵用者ノ居住地ノ市町村（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ於テ被徵用者ノ居住地ヨリ出頭廳所在地迄ノ順路ニ應ジ海軍内國旅費規則第四條ニ定ムル旅費等級十等ニ相當スル額ヲ出張ノ例ニ準ジ繰替支給スベシ

第十條 市町村前條ノ旅費ノ繰替支給ヲ爲シタルトキハ被徵用者出頭旅費受領證（別紙様式）ヲ徵シ徵用令書裏面ニ支給市町村名、支給年月日及一旅費金何圓何拾錢也支給濟一ト記載證印シ被徵用者ニ返付スルト共ニ證憑書ヲ具シ其ノ拂戻ヲ被徵用者ノ出頭廳ニ請求スベシ

第十一條 出頭廳へ前條ノ旅費繰替支給額ヲ調査シ被徵用者ニ支給スベキ旅費ノ中ヨリ其ノ拂戻ヲ爲シ殘餘ハ之ヲ本人ニ支給スベシ

人ニ支給スベシ

繰替金旅費ヲ超過スルトキハ超過額ハ之ヲ本人ヨリ徵收シ當該市町村ニ送付スベシ

第十二條 被徵用者又ハ其ノ家族危篤又ハ死亡ノ際ハ第二表ニ掲グル所ニ從ヒ別ニ定ムル所ニ依リ歸省又ハ出頭ニ要スル旅費ヲ支給ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年海軍省令第十一號ハ之ヲ廢止ス

第一表

區	分		大 學 卒 業 者	專 門 學 校 卒 業 者	中 學 校 卒 業 者
	技 術 者	事 務 者			
當 該 年 度 卒 業 者	技 術 者	事 務 者	八五—七〇圓	七〇—五五圓	四五—三三圓
	技 術 者	事 務 者	七五—六〇	六〇—四五	四二—三〇
實 歷 一 年 ニ 付 加 算 額	技 術 者	事 務 者	三	二、五	二
	技 術 者	事 務 者	三	二	二

備 考

- 一、海軍囑託者、雇員又ハ傭人ニ準ズル者ノ報酬又ハ給料ハ報酬金又ハ雇員給若ハ雇人給トシテ之ヲ支給シ工員又ハ傭員ニ準ズル者ノ賃錢ハ當該工事費ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス
- 二、囑託者、雇員、傭人、工員又ハ傭員ニ準ズル者ニシテ本表ニ該當スル學歷ヲ有セザルモノ及特別ノ經歷又ハ技能ヲ有スル者ニシテ本表ニ依リ難キモノノ初給基本額ハ其ノ者ノ技能程度、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シ出頭廳ニ於テ之ヲ定ムルモノトス



第二表

旅費額

家 族	被 徵 用 者	區 分	車馬賃 一里ニ付	日當 一日ニ付	宿泊料 一夜ニ付	食卓料 一夜ニ付
			三十錢	七十錢	二圓	一圓
			二十錢	五十錢	一圓五十錢	八十錢

備考

- 一、車馬賃、日當、宿泊料ハ朝鮮、臺灣、樺太ニ在リテハ本表定額ノ三割増トシ南洋群島、關東州、滿洲國及中華民國ニ在リテハ本表定額ノ八割増トス
- 二、鐵道賃、軌道賃及船賃ハ三等又ハ之ニ相當スル旅客運賃及急行料金ノ定價トス

別紙様式

被徵用者出頭旅費受領證書

一金

内譯

支給年月日	繰替支給額	住 所	出頭官衙部隊	受領者氏名
何年何月何日		何府(縣)何郡(市)何町(村)何番地		何 某印

右ノ通繰替支給候條拂戻相成度候也

昭和 年 月 日

何府(縣)何郡(市)何町(村) 長 氏

名印

注意 印章ヲ携帯セザル者アルトキハ摺印セシムルコトヲ得







(東東二五)

杉田屋印刷所